

茨城労働局発表
平成24年9月6日(木)

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室
	室長 野口 清
	室長補佐 米山 清三 電話 029-224-6216

茨城県最低賃金額を時間額699円に引上げ決定

茨城労働局長は、茨城県最低賃金を本年10月6日(土)から「時間額699円」に改正することを決定いたしました。

1. 茨城県最低賃金の改正については、本年7月10日、茨城労働局長(局長 中村 俊一)から茨城地方最低賃金審議会(会長 武田 隆志)に対し諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、現行の時間額692円を「7円」引上げて699円(引上率1.01%)に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて茨城労働局長は、茨城県最低賃金を答申内容とする時間額699円と決定し、本日(9月6日)官報公示を行いました。これにより、茨城県最低賃金は、10月6日(土)から「時間額699円」に引上げられます。

2. 茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内で働く常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
3. 今後、茨城労働局においては、改正後の茨城県最低賃金について、県内の事業場はもとより広く県民に周知を図ることとしております。